

予算額(前年度予算額)

私立保育所等運営補助(認可保育所)	3,859,288千円 (3,796,732 千円)
私立保育所等運営補助(認定こども園)	403,949千円 (388,991 千円)
地域型保育事業運営補助(家庭的保育事業)	25,605千円 (44,892 千円)
地域型保育事業運営補助(小規模保育事業)	53,656千円 (59,019 千円)
地域型保育事業運営補助(居宅訪問型保育事業)	257,034千円 (285,018 千円)
地域型保育事業運営補助(事業所内保育事業)	175,941千円 (139,239 千円)
認証保育所等運営補助	1,162,948千円 (1,325,984 千円)

拡充

▶子ども支援課

私立保育所等の安定的な運営を継続していくため、保育事業者に対し、栄養士や看護師など専門職を配置した場合等、保育所等の運営に係る経費の補助や、家賃補助等人材確保に係る経費の補助を行っています。

令和4年度は、保育士等の収入を3%程度引き上げるための取組みを実施する保育事業者に対して賃金改善に必要な経費の補助を行い、保育士等の処遇改善をより一層図っていきます。

また、認可保育所や認定こども園については、令和3年度と同様、新型コロナウイルス感染症の影響による園児数の減少が特に見込まれることから、0歳児から2歳児クラスの園児数が定員に満たない場合でも十分な保育環境を維持できるよう必要な経費の補助を行い、子どもたちが安心して過ごせる環境の確保に努めていきます。

病児・病後児保育室運営	14,844千円 (24,628 千円)
-------------	-----------------------

拡充

▶子ども支援課

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、区立保育園等において、病気の回復期にある児童を一時的に預かる病後児保育を実施しています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により病後児の受け入れが困難な状況が続いているほか、児童の状態に応じた保育を実施していく必要があることから、令和4年度は、区内保育施設等へ看護師を派遣し、児童が安全・安心に過ごせる体制を確保します。

保育士奨学金返済支援助成

15,000千円 (8,000千円)

拡充 ▶子ども支援課

保育士の人材確保と離職の防止を図り、質の高い保育サービスの提供につなげるため、保育士養成校を卒業後、区内の保育施設等で勤務する保育士に対して、奨学金の返済に係る費用を助成（年24万円を上限に最大10年間）しています。

令和4年度は、奨学金のほか教育ローンも助成対象とし、保育士の負担の軽減を図るとともに離職を防ぎ、保育人材の確保・定着を図ります。

学童クラブ事業運営

8,219千円 (6,946千円)

拡充 ▶児童・家庭支援センター

保護者の就労等の理由により、放課後等に適切な保育を受けられない小学生に遊びと生活の場を提供するため、区立の学童クラブにおいて、子どもたちの健全な育成と子育て家庭の支援を行っています。

令和4年度は、感染症予防やアレルギー対応等の医学的、専門的知見が必要な課題に対応する体制を強化するため、区立の学童クラブに嘱託医を配置します。

いずみこどもプラザ運営補助

90,758千円 (89,235千円)

富士見わんぱくひろば事業運営

108,748千円 (110,964千円)

学校内学童クラブ

191,865千円 (201,798千円)

私立学童クラブ運営補助

562,159千円 (602,774千円)

拡充 ▶児童・家庭支援センター

保護者の就労等の理由により、放課後等に適切な保育を受けられない小学生に遊びと生活の場を提供するため、民間事業者が運営する学童クラブ事業や拡大型を含む一時預かり保育事業等の運営支援を行い、子どもたちの健全な育成と子育て家庭の支援を行っています。

令和4年度は、学童クラブの活動内容をより充実させるため、プログラムやイベント等の実施に係る経費の補助を上乗せします。

その他、人材確保に係る補助を見直して活用しやすくし、研修に係る経費の補助を新設することで、人材の定着と支援員のスキルアップを図り、さらなるサービス向上に努めます。

また、放課後児童支援員等の収入を3%程度引き上げるための取組みを実施する事業者に対して賃金改善に必要な経費の補助を行い、支援員の処遇改善を推進していきます。

園内業務支援システム

12,635千円 (一千円)

新規

▶子ども支援課

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、園児の体調管理のきめ細かな把握や、園と保護者との情報共有の迅速化の必要性がこれまで以上に増しています。

令和4年度は、これらの課題に適切に対応できる環境を整えるため、園内業務を支援するシステムを導入します。

専用システムを活用することで、連絡帳のやり取りや緊急連絡等の情報共有が迅速化します。

また、児童の健康状態をシステムに登録することで、迅速に園内の職員間で児童の状況を共有することが可能になります。

加えて、保育士等の業務負担を軽減するため、登降園時間をＩＣカードを用いて登録・管理するようにし、延長保育料の管理などの事務作業の効率化を図り、より一層の保育時間の充実と保育の質の向上を図ります。

四番町保育園・児童館仮施設整備・運営 (代替施設の整備)

744,109千円 (一千円)

四番町児童館物品等移設

8,490千円 (一千円)

四番町保育園物品等移設

8,505千円 (一千円)

新規

▶子ども施設課、児童・家庭支援センター、子ども支援課

(仮称)四番町公共施設整備(P39 参照)に伴い、四番町保育園は平成30年3月から、四番町児童館は同年2月から民間企業が所有する近隣の土地において、仮施設での運営を行っています。

土地の使用貸借期限は令和5年3月末までの予定ですが、新施設の工期が令和8年度まで延伸することになったため、新施設が開設するまでの代替施設の整備を早急に進めていきます。

(仮称) 四番町公共施設整備 (工事費)	788,000千円	(111,000 千円)
(仮称) 四番町公共施設整備 (工事監理委託料)	20,000千円	(19,000 千円)
(仮称) 四番町公共施設整備 (事務費)	2,864千円	(3,596 千円)

※工事費及び工事監理委託料の金額は、地域振興部、環境まちづくり部、政策経営部分を含む合計

▶子ども施設課

四番町保育園・児童館等施設は、隣接する四番町図書館・四番町アパート等も含めた一体的な施設整備を行っています。

新たな施設は安全・安心をベースとし、子育て機能の拡充と住みよい住環境の実現をコンセプトに、バリアフリー・ユニバーサルデザインへの配慮とともに、自然エネルギー・再生可能エネルギー利用の促進など、居住者・利用者と環境に配慮した施設をめざしています。

新施設の工期は、令和8年度まで延伸しますが、引き続き、周辺地域に十分配慮しながら既存施設の解体工事及び新築工事を進めていきます。

【所在地】四番町1番地、11番地

【延床面積】約 12,400 m²

【階数】地上 12 階、地下 1 階

【整備費（設計を含む）】約 9,941 百万円

【開設予定】令和8年度

【主な機能】四番町保育園、四番町児童館、四番町図書館、区営住宅、職員住宅、区民集会室、防災備蓄倉庫

■整備スケジュール

平成 29 年度	基本構想
平成 29 年度～30 年度	基本設計
平成 30 年度～令和元年度	実施設計
令和元年度～8年度	解体・新築工事
令和8年度	開設予定

次世代育成手当

362,770千円 (104,538千円)

拡充

▶子育て推進課

次代の社会を担う児童の健全な育成を支援するため、国の児童手当の支給対象となっていない妊娠時と、高校生相当年齢までの子どもを養育する子育て世帯を対象に、所得制限のない「次世代育成手当」を東京 23 区で唯一、独自に支給しています。

また、児童手当法の改正により特例給付の一部が廃止されることに伴い、支給対象外となる世帯を新たに次世代育成手当の対象とすることで、引き続き全ての区民の子育てを支援していきます。

〈制度の概要〉

令和4年5月まで（現行制度）

年齢		妊娠時	3歳未満	3歳～小学生	中学生	高校生相当
所得区分※1	858万円以上	(区) 誕生準備手当 45,000円	(国) 児童手当	月額5,000円（特例給付）		(区) 次世代育成手当 月額5,000円
	858万円以下 622万円以上		月額5,000円（特例給付）			
	622万円未満		月額15,000円	月額10,000円 ※2	月額10,000円	



令和4年6月以降（新制度）

年齢		妊娠時	3歳未満	3歳～小学生	中学生	高校生相当
所得区分※1	858万円以上	(区) 誕生準備手当 45,000円	【廃止】(国) 児童手当 月額5,000円（特例給付） ↓ 【拡充】(区) 次世代育成手当 月額5,000円			(区) 次世代育成手当 月額5,000円
	858万円以下 622万円以上		(国) 児童手当	月額5,000円（特例給付）		
	622万円未満		月額15,000円	月額10,000円	月額10,000円 ※2	

※1 所得は、児童手当法第5条第1項に規定する所得をいいます。

区分は、扶養親族等及び児童の人数に応じて変動します。

※2 第3子以降は月額15,000円

ベビーシッター利用支援事業

4,850千円 (一千円)

新規

▶児童・家庭支援センター

日常生活上の突発的な事情や社会参加等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者が、指定の事業者でベビーシッターの派遣を利用した場合、利用料の一部を助成する事業を令和3年12月から実施しています。

令和4年度も引き続き、利用1時間あたり2,500円(22時～翌7時の利用は3,500円)を上限に助成し、保護者の経済的な負担を軽減するとともに、多様な子育てニーズに応えていきます。

子ども発達センター

99,658千円 (92,494千円)

拡充

▶児童・家庭支援センター

子ども発達センター「さくらキッズ」では、障害や発達に課題のある児童への専門的な療育指導をはじめ、心理士や作業療法士等の専門職員が行う指導により、児童一人ひとりの状況に応じて成長・発達を促す支援をしています。あわせて、保護者に対して子どもの発達に関するアドバイスや助言を行うほか、保護者同士の交流や情報交換の場をつくることで、保護者支援も行っています。

令和4年度は、医療的ケア児がセンターを利用する際に、保護者の介護負担の軽減や相談体制を充実するため、看護師を配置し、利用者がより安心して施設を利用できる体制を強化します。

加えて、保護者に対する支援を充実させるため、子育てに関する身近な相談相手として、障害や発達に課題のある児童の子育て経験がある「ペアレントメンター」を活用した個別相談や懇談会等も実施していきます。

発達障害等の療育経費助成

4,620千円 (3,960千円)

拡充

▶児童・家庭支援センター

障害や発達に課題のある児童が専門の療育機関等で相談、検査及び療育指導等を受けた場合にかかる経費の一部を助成し、保護者の経済的・精神的な負担を軽減するとともに、子どもの障害や発達課題の早期発見及び早期療育指導を促すことで心身の発達を支援しています。

これまでは2歳児以上を助成対象としていましたが、低年齢からの療育支援を希望する保護者のニーズに十分応えるため、令和4年度は、0歳児及び1歳児も助成対象に加えることで、早期からの療育支援を推進します。

障害児通所給付事業**93,574** 千円 (90,639 千円)**拡充****▶児童・家庭支援センター**

児童発達支援、放課後等デイサービスなど、児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの利用に関する相談・調査・判定及び受給者証の交付を行っています。

当該サービスの就学前児童の利用者負担は、幼児教育の無償化に伴い3歳から5歳の児童は無料となった一方、その他の児童は世帯収入・所得に応じた利用者負担が生じています。

令和4年度は、幼児教育・保育無償化の対象外である0歳から2歳の児童について区が独自に全額補助することで、保護者の負担軽減を図るほか、重症心身障害児の日中活動の場が安定的に確保されるよう、重症心身障害児通所施設に対し運営経費の補助を行います。

重症心身障害児等支援事業**41,030** 千円 (40,280 千円)**拡充****▶児童・家庭支援センター**

重度・重症心身障害児及び医療的ケア児をはじめ、特別支援学校や特別支援学級に通う児童（以下「重症心身障害児等」という。）を対象とした児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施する民間事業者に対し、開設及び運営に要する経費の一部を補助し、重症心身障害児等が身近な地域で療育や専門指導を受けられる体制の確保を図っています。

令和4年度は、日常生活で人工呼吸器等の医療機器を常時使用する医療的ケア児が地域で安心して在宅生活を送れるよう、外出時や災害発生時の電源確保のための予備バッテリーや蓄電池の購入費用について5万円を上限に助成します。

はばたきプラン**20,333**千円 (**19,896** 千円)**拡充****▶児童・家庭支援センター**

障害や発達に課題のある児童が健やかに成長し、保護者とともに地域で安心して暮らしていけるよう、ライフステージに応じた個別の支援計画である「はばたきプラン」を作成し、支援しています。あわせて、子どもの支援情報をまとめた「子育てカルテ」により、保護者の希望に応じて「はばたきプラン」とともに学校や関係機関への情報提供や共有を行うことで、切れ目のない支援へとつなげています。

令和4年度は、新たに「医療的ケア児等支援協議会」を設置します。医療的ケア児は、日常的に居宅における介護や看護、療育等のサービスを利用することが多いことから、出生後からの長期入院を経て地域生活に移っていく中で「はばたきプラン」が大きな役割を担っています。医療的ケア児に関わる多くの関係機関の連携・支援の体制づくりを進めていきます。

出産・子育て支援

43,090千円 (34,131千円)

拡充

▶健康推進課

妊娠期から子育て期においてそれぞれの段階に応じた相談・支援を切れ目なく行うため、保健所では子育て世代包括支援センター（母子保健型）として、保健師等の専門性を活かした相談・支援を行っています。

また、出産・子育て期の不安を軽減し、妊婦・乳幼児・保護者の心身の健康保持・増進を図ることができるよう、全ての妊婦に面接を行うとともに、出産後における心身のケア、育児の支援、その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行っています。

平成29年度に開始した産後ケア事業は、令和元年の母子保健法の改正で産後1年未満（流産・死産含む）の母親なら誰でも利用できるよう対象が拡大され、現在は「宿泊型」及び「訪問型」として実施しています。しかし、産後4か月までであることや、事前申請によって承認を得た家庭しか利用できないため、利用対象者の緩和や利用者の受け皿を整える必要があります。

令和4年度は、産後ケアとして、訪問型（アウトリーチ型）の対象を現行の産後4か月から産後1年未満まで広げるとともに、通所型（ホテル等の居室で日中を過ごし、専門のスタッフに育児相談や生活面の指導を受けるだけでなく、ゆっくりと休養する）を開始し、産後の孤立化・産後うつ・児童虐待の防止を図ります。

また、妊婦面接を受けた妊婦には、育児に必要な品物を揃えた1万円相当の育児パッケージ（とうきょうママパパ応援事業）を配付します。